



不在者投票

★滞在地における不在者投票

長期出張などで他の市町村に滞在している方は、滞在先の選挙管理委員会で不在者投票することができます。

- ①「不在者投票宣誓書兼請求書」を三種町選挙管理委員会から取り寄せ、必ず本人が記入し、三種町選挙管理委員会へ提出してください。(郵送可、FAXやメールなど原本以外によるものは不可)
- ②投票用紙などが、三種町選挙管理委員会から滞在先へ郵送されます。郵送された投票用紙などは、そのまま滞在先の選挙管理委員会に持参し、不在者投票を行ってください。(自宅で投票用紙に記入したり、不在者投票証明書の封筒を自分で開封すると無効になりますのでご注意ください)
- ③投票済の投票用紙が、滞在先の選挙管理委員会から三種町選挙管理委員会へ郵送されます。

★指定施設での不在者投票

不在者投票ができる施設として、県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院・入所している場合は、施設に申し出れば指定の場所で不在者投票することができます。

★身体に障がいを持つ方は郵便による不在者投票ができます

【郵便により不在者投票ができる方】

- ①身体障害者手帳を持つ方のうち
 - ・両下肢、体幹、移動機能に障がいを持つ方で1級もしくは2級の方
 - ・心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸に障がいを持つ方で1級もしくは3級の方
 - ・免疫、肝臓の障がいを持つ方で1級から3級までの方
- ②戦傷病者手帳を持ち、①と同程度の障がいを持つ方
- ③介護保険法による要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている方

前記に該当する方で、郵便により不在者投票をしようとする方は、投票日の4日前までに「郵便等投票証明書」を提示し、投票用紙の請求を行ってください。

詳しくは、選挙管理委員会へお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症対策のお願い

★投票時の感染防止対策にご協力をお願いします

- ①入場待ちや投票の順番待ちをする際は、一定の間隔を保持して密集を避けてください。ソーシャルディスタンスの徹底をお願いします。
- ②マスクを着用し、入場する際は入口付近に設置してある消毒液で手指を消毒してください。
- ③投票用紙を交付する際は、投票用紙と鉛筆を一緒にトレイに入れてお渡しします。鉛筆は、使い捨てのものを使うので、投票後お持ち帰りください。
- ④発熱症状のある方は、投票前に選挙管理委員会(☎85-4815)までご連絡ください。



★投票所の感染防止対策

- ・30分に1回以上、投票所内の換気を行います。
- ・記載台や消毒液の容器など、多くの人が触れる場所を定期的に消毒します。
- ・老眼鏡等を貸し出した場合は、返却の際必ず消毒を行います。
- ・従事者はフェイスシールドを着用し、定期的に手洗いや手指の消毒を行います。また、受付や名簿対照、投票用紙を交付する際には、手袋を着用します。
- ・投票所によっては、記載中の間隔を保持するため、記載台の使用を制限(3人用の記載台は真ん中を、2人用の記載台はどちらかを使用不可とします)したり、記載台の仕切り板に厚紙などで高さをかき増しする場合があります。



ご理解とご協力をお願いいたします。



◆問い合わせ先 三種町選挙管理委員会 ☎85-4815